

生活習慣病管理料Ⅱへの移行のお知らせ

厚生労働省は2024年6月1日より診療報酬を改定いたします。

「特定疾患療養管理料」の対象疾患のうち「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」の疾患が除外となります。

生活習慣病【糖尿病・高血圧症・脂質異常症(高コレステロール血症、高脂血症含む)】を主病とする患者様に総合的な治療管理をするため「生活習慣病管理料」を算定させていただくことになりました。

これまで算定していた「特定疾患療養管理料」を廃止し、個人に応じた療養計画に基づき総合的な治療管理を行う「生活習慣病管理料」へ移行し「生活習慣病療養計画書」を作成することで、患者様と達成目標を共有し、より良い治療につなげて参ります。また、療養計画書作成にあたり、患者様の署名(サイン)が必要になりますので、ご協力の程宜しくお願いいたします。

移行に伴い、月々の自己負担額は120円～370円前後の変更がございます。

以前と比較して診察にお時間がかかる場合が想定されます。予めご了承ください。

- ・対象:「糖尿病」「高血圧」「脂質異常症(高コレステロール血症、高脂血症含む)」が主病の患者様
- ・療養計画書:療養計画書の説明の後、初回のみ署名(サイン)をいただきます。
- ・移行時期:2024年6月1日(土)より

病院長